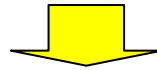
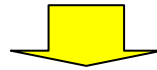


インセンティブ契約の拡充について

インセンティブ契約制度とは、企業の努力によりコストの低減が生じる場合に、低減額の一部を企業側に付与することにより、企業のコスト低減への動機づけ(インセンティブ)を高め、調達価格の低減を実現する制度。



現行のインセンティブ契約制度の実効性を高めるため、制度全体を見直すこととし「インセンティブ契約制度の試行について(通達)」を制定する。



通達見直しのポイント

インセンティブ料の計上方法を柔軟化

提案の有効期間である5年間の各契約について、低減額の50%としていたインセンティブ料の計上方法を1年目90%、2年目80%...とするなど柔軟化する。

提案要件を緩和

企業の独自の技術等による製品設計、使用材料、生産設備などの改善による原価低減というこれまでの提案要件を撤廃し、既存の生産条件のもとでの汎用的な手法による生産能率の向上によるものなども含む広範なものとする。

利益額の減少に配慮

製造原価に一定率を乗じる方法により製造原価の減少に比例して利益額が減少する仕組みとなっているが、原価低減のインセンティブとして、一定の範囲内で利益額が減少しないように計算する。

契約の種類による制限を撤廃

試作研究請負契約など一部の契約については提案の対象外としていたが、企業側の原価低減努力の可能性に配慮してこの制限を撤廃する。

インセンティブ契約 拡充

審査手続きの簡素化等

省外の審査機関による審査を廃止、審査期間を45日から原則30日に短縮するとともに、提案の実情に即した審査基準等を装備施設本部において逐次整備していく。

新インセンティブ契約制度主要見直し事項について(平成20年10月1日施行)

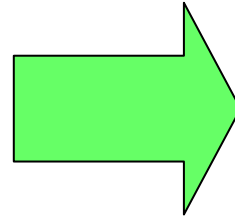
1. 契約の種類による制限を撤廃

「全契約の種類」

旧インセンティブ契約対象

改造を伴う売買契約、製造請負契約並びに改造及び修理に係る役務請負契約

試作研究契約等対象外



新インセンティブ契約

「全契約の種類」

制限なし

2. 提案要件を緩和

「価格低減活動」

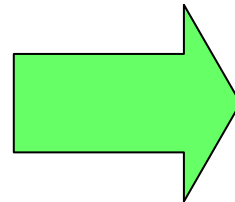
技術的観点から、提案内容の重要な部分に提案事業者が有する技術又は製造ノウハウが活用されているものであること

・ 提案事業者独自の技術

・ 工程改善

(作業動線、作業性の向上)

・ 作業標準化等



「価格低減活動」

提案事業者が有する技術又は製造ノウハウが活用されているものであること

・ 提案事業者独自の技術

・ 工程改善

(作業動線、作業性の向上)

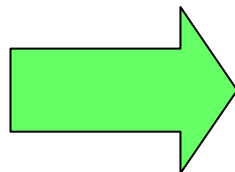
・ 作業標準化等

新インセンティブ契約制度主要見直し事項について(平成20年10月1日施行)

3. 審査手続きの簡素化等 (審査日数短縮)

(旧)

- ・ 技術提案を受理した場合、原則として45日以内に審査
- ・ あらかじめ外部の中立的機関が設置する技術専門委員会から意見を聴取



(新)

- ・ 原価改善提案を受理した場合、原則として**30日以内**に審査
ただし、外部の有識者から意見を徴取する場合は、**45日以内**
- ・ **必要があると認める場合、外部の有識者から意見を聴取**

新インセンティブ契約制度主要見直し事項について(平成20年10月1日施行)

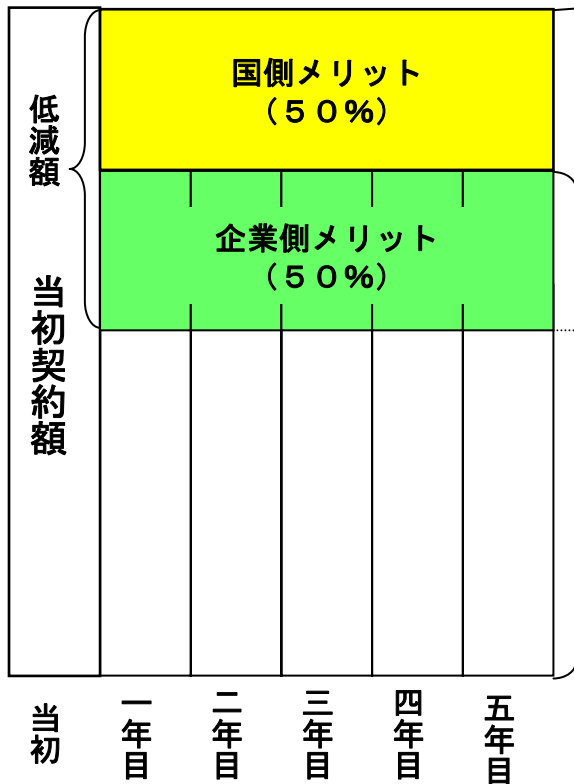
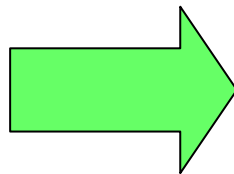
- 4. インセンティブ料の計上方法を柔軟化
- 5. 利益額の減少に配慮

(新)

- ・ 原価改善提案料：採用日以降5年間における**総低減額の見込み額の50%**相当額、**計上方法を柔軟化**
 毎年度計上額
 $\text{原価改善提案料} = \text{低減額} \times \text{比率}$
 比率：10%～90%
- ・ 原価低減に伴う**利益額の減少に配慮**

(旧)

技術提案料：低減額の50%



新契約額

